

令和4年度

杉並区内部統制評価報告書審査意見書

杉並区監査委員



杉並区監査委員監査基準に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付します。

令和5年8月31日

杉並区監査委員	池田美英
同	三浦邦仁
同	内山忠明
同	小林ゆみ



## 第1 審査の対象等

### 1 審査の対象

- (1) 令和4年度杉並区内部統制評価報告書
- (2) 令和4年度杉並区内部統制評価報告書附属資料（以下「附属資料」という。）

※ (1) 及び (2) を併せて、以下「内部統制評価報告書」という。

### 2 審査の観点

内部統制評価報告書について、杉並区長（以下「区長」という。）による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から審査を実施した。

### 3 審査の実施内容

内部統制評価報告書について、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）（以下「総務省ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料との照合を行い、必要に応じて、関係部局に説明と資料の提出を求めるなどして実施した。

また、審査に当たっては、定期監査等において得られた知見を利用した。

### 4 審査の期間

令和5年6月27日から同年8月31日まで

## 第2 審査の結果

### 1 評価手続の審査の結果

杉並区（以下「区」という。）では、各課において、「内部統制取組の手引」に基づき、リスク評価・対応策シート（附属資料「資料2」）が作成され、リスクの識別・評価が行われ、自己評価シート（附属資料「資料5」）により、年2回（10月と3月末）、自己評価が行われている。

各課で作成されたリスク評価・対応策シート及び自己評価シートを集約・分析し、令和5年6月15日の内部統制評価部会において、内部統制評価報告書（案）を取りまとめ、区政経営改革推進本部にその報告が行われた。

令和5年6月22日の区政経営改革推進本部において、内部統制の整備状況

及び運用状況について、総務省ガイドラインに示された評価対象期間、評価基準日、評価範囲、評価項目及び評価方法のとおり評価が行われ、内部統制評価報告書が決定されている。

これらのことから、区長による評価手続は、総務省ガイドラインに示された手続に沿って実施されていると認められる。

## 2 評価結果の審査の結果

### (1) 全庁的な内部統制の評価結果に関する審査の結果

区においては、別紙の「総務省ガイドライン別紙1『地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目』と区の条例、規則等の整備状況」のとおり、各評価項目に対して、条例、規則等が整備され、これらに基づいて内部統制が運用されている。

なお、新たな取組として、令和3年度定期監査で指摘、注意を受けた所属職員等に対し「内部統制研修」を実施したことや、財務事務に関するeラーニング用の動画をイントラネットに掲載し、受講できる環境を整えたことが認められた。

このことから、全庁的な内部統制に関する区長の評価結果は、相当であると認められる。

### (2) 業務レベルの内部統制の評価結果に関する審査の結果

区の「内部統制取組の手引」では、過去3年度実施分の定期監査での指摘・注意事項は、原則、リスクとして識別することとされている。

過去3年間（令和2年度から令和4年度まで）に行った定期監査及び財政援助団体等監査における指摘、注意及び意見・要望を行った件数は112件であった。このうち、内部統制の対象とされている財務に関する事務に係る91件について、リスクの識別が適切に行われているかを検証した。

リスクとして識別されているものが87件（95.6%）、識別されていないものが4件（4.4%）と、おおむねリスクとして識別され、対応策が策定されている。

また、会計課の令和4年度金銭会計事務調査において、早急に是正を要するとされた27件のうち、リスクとして識別されているものが22件（81.5%）、識別されていないものが5件（18.5%）と、8割以上がリスクとして識別され、対応策が策定されている。

これらのことから、各部・課は、財務事務に関するリスクを十分に識別・評価し、対応策を策定していると認められる。

区は、令和4年度に発生した不適切な財務事務については、内部統制の不備が重大な不備に該当するか否かを、5つの視点（①不適切な事項は誤謬ではなく不正により発生したのか、②不適切な事項は法令等に違反するか、③不適切な事項により組織外（区民）に広く直接的な影響（損失）を与えるか、④不適切な事項により発生した経済的な損失は回復可能であるか、⑤発生した経済的な損失はどの程度か）に基づき総合的に検証した結果、内部統制の重大な不備はないと判断している。

この判断は、区があらかじめ定めた手続に従い、適切に行われたものと認められる。

こうしたことから、業務レベルの内部統制に関する区長の評価結果は、後述する課題はあるものの、相当であると認められる。

なお、財務事務の業務プロセスの見直しにより、令和5年度から現金出納簿等を一部電子化したことや、今後の取組として、定期監査で注意を受けたもののうち、「内部統制の対象外としている庶務事務に関するものについては、関係部署と連携し対策を講じていく」ことが内部統制評価報告書に明記されている。

### **（3）結 語**

以上のことから、「不適切な財務事務の発生はあったものの、重大な不備に該当するものはなく、内部統制はおおむね有効に整備及び運用されている」と区長が判断したことは適切であると認められる。

## **第3 意見・要望**

### **1 研修の充実について**

#### **（1）内部統制制度の研修**

内部統制制度の専用ホームページから、全職員が内部統制制度等研修（eラーニング）を受講できる環境を整えたことは評価することができる。引き続き、研修の受講環境を整え、研修内容を適宜見直すなど、職員への周知に努められたい。

#### **（2）財務事務に関する事務の研修**

令和2年度内部統制評価報告書審査意見書において、eラーニングによる研修の充実等について意見を述べたところであるが、契約事務、会計事務の研修の一部にeラーニングを導入するなど、確実に研修の充実が図られて

いることは、評価するものである。

今後は、研修の受講環境を一層高めるため、eラーニング研修のメニューの充実を図るとともに、導入効果を検証し、更なる研修の充実に努められたい。

### **(3) 管理監督者向けの研修**

内部統制制度の運用においては、管理監督者の果たす役割は極めて重要である。係員の起案した事案などを、合規性・効率性などの視点からチェックするとともに、適切に係員に指導することが求められている。

定期監査において、同様な事案が繰り返し注意等を受けるのは、管理監督者が担う機能が十分に果たされていないことも一因であると考えられる。管理監督者層に対する各種研修は、これまでも行われてきたところであるが、契約事務、会計事務における役割などに特化した研修の実施など改善に向けた取組を期待する。

これまでの区の取組で、いつでも誰でも受講できるeラーニング環境が整いつつあるが、それらが有効に機能しているか否かを分析・検証し、不断の改善を図っていくことを要望する。

## **2 内部統制制度の更なる充実にに向けた取組について**

### **(1) 全課共通のリスクの設定について**

令和3年度内部統制評価報告書審査意見書において、全課共通のリスクの設定について意見を述べたところであるが、対応状況の報告書において検討に着手する旨が示された。現時点では、リスクの分類・整理作業を進めるとともに、リスク評価・対応策シートの変更を含めて検討中である旨報告を受けているが、速やかに運用ができるよう取り組まれない。

### **(2) リスク評価・対応策シートの活用について**

作成されたリスク評価・対応策シートが、各課で実践的に活用されるためには、各課のマニュアルや手引の作成に取り入れられ、具現化されることが肝要である。リスク評価・対応策シートは、作成することが目的ではなく、いかに活用し、業務の効率化につなげていくかが大切である。有効な活用が図られることを期待する。

### **(3) 対象業務の適正化に向けた取組について**

区においては、令和2年度から、財務に関する事務を対象とした内部統制制度の整備及び運用が開始された。内部統制評価報告書には、「内部統制の対象外としている庶務事務に関するものについては、関係部署と連携



し対策を講じていく」との記述があるが、定期監査においては、内部統制制度の運用開始後にも、超過勤務手当や旅費の不適切な支払が散見されている。定期監査において対象としている事務については、内部統制制度の対象とされるよう要望する。

#### (4) システムを活用したリスク軽減の取組について

定期監査で見受けられる誤りの多くは人為的なものである。今年度から運用が開始された現金出納簿や金券受払簿の電子化は、リスクの軽減に非常に有効な手段であると考えられるので、今後の運用状況を注視していきたい。

今後、DX化を推進するなかで、論理矛盾のチェック、AI技術を活用したチェックの導入などを検討し、システムを活用したリスク軽減についても取り組まれない。

なお、DX化の推進には、情報セキュリティに関するリスクなど、新たなリスクの発生も見込まれるため、適切なリスク管理に努められたい。

内部統制は、その基本方針にも示されているとおり、組織一丸となってその目的の達成に努めていくものである。そのためには、制度導入の目的に立ち返って繰り返される誤りを減少させる更なる工夫を図り、効率性のある組織運営が行われるよう、引き続き、職員への周知や情報の共有を図るとともに、各課においても、担当者任せにすることなく、職員一人ひとりが高い意識を持って、主体的に取り組んでいけるよう、更なる環境整備を望む。



総務省ガイドライン別紙1「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」と区の条例、規則等の整備状況

地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目			区の条例、規則等の整備状況
基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	
統 制 環 境	1 長は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。	1-1 長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを、自ら指示、行動及び態度で示しているか。	内部統制基本方針、内部統制の推進体制に関する要綱、自治基本条例等
		1-2 長は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先並びに住民等の理解を促進しているか。	職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例、公契約条例等
		1-3 長は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	職員人事評価規程、職員の懲戒に関する条例等
	2 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路及び適切な権限と責任を確立しているか。	2-1 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。	内部統制基本方針、職員定数条例、区政経営改革推進計画等
		2-2 長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	
	3 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、適切な人事管理及び教育研修を行っているか。	3-1 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。	人材育成方針及びこれに基づく各種研修の実施等
		3-2 長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。	職員人事評価規程、職員の懲戒に関する条例、人材育成方針及びこれに基づく各種研修の実施等

リ ス ク の 評 価 と 対 応	4 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。	4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。	職員定数条例、 区政経営改革推進計画等
		4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それに従ってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。	内部統制取組の手引、 内部統制評価部会の評価等
	5 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて、必要に応じた対応をとっているか。	5-1 組織は、各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。	内部統制取組の手引等
		5-2 組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。 (1) リスクが過去に経験したものであるか否か、全庁的なものであるか否かを分類する (2) リスクを質的及び量的（発生可能性と影響度）な重要性によって分析する (3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う (4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する	内部統制取組の手引等
		5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。	内部統制取組の手引、 内部統制評価部会の評価等
	6 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、当該組織に生じうる不正の可能性について検討しているか。	6-1 組織において、自らの地方公共団体において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。	職員人事評価規程、 職員の懲戒に関する条例、 内部統制取組の手引等

統 制 活 動	7 組織は、リスクの評価及び対応において決定された対応策について、各部署における状況に応じた具体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。	7-1 組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示どおりに実施されているか。	内部統制評価部会の評価等
		7-2 組織は、各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。	
	8 組織は、権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針及び手続を明示し適切に実施しているか。	8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 (1) 権限と責任の明確化 (2) 職務の分離 (3) 適時かつ適切な承認 (4) 業務の結果の検討	内部統制基本方針、内部統制の推進体制に関する要綱、会計事務規則、区長の権限に属する事務の一部を委任する規則等
		8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。	内部統制評価部会の評価等
情 報 と 伝 達	9 組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。	9-1 組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。	文書等管理規程等
		9-2 組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。	
		9-3 組織は、住民の情報を含む個人情報等について、適切に管理を行っているか。	
	10 組織は、組織内外の情報について、その入手、必要とする部署への伝達及び適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。	10-1 組織は、作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。	文書等管理規程等
10-2 組織は、組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。		職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例等	

モ ニ タ リ ン グ	11 組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリング及び独立的评价を行っているか。	11-1 組織は、内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリング及び独立的评价を実施するとともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。	日常的モニタリング（支出命令等の審査、金銭会計事務調査等）、定期監査等の指摘事項等に対する再発防止策の策定及び監査委員への報告等
		11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。	
I C T へ の 対 応	12 組織は、内部統制の目的に係るICT環境への対応を検討するとともに、ICTを利用している場合には、ICTの利用の適切性を検討するとともに、ICTの統制を行っているか。	12-1 組織は、組織を取り巻くICT環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。	デジタル化推進基本方針、 情報セキュリティ基本方針、 内部統制取組の手引で定められている「杉並区財務会計におけるリスク評価一覧」へのリスク（財務事務に関するICT管理）の追加、等
		12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分なICTの程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。	
		12-3 組織は、ICTの全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。	
		12-4 組織は、ICTの業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスターデータの保持管理等に関する体制を構築しているか。	

## 令和4年度 杉並区内部統制評価報告書審査意見書

令和5年8月発行

登録印刷物番号

05-0046

編集・発行 杉並区監査委員事務局  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号  
電話 (03) 3312-2111 (代表)

杉並区のホームページでご覧になれます。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp>

内部統制評価報告書審査意見書 で 検索 してください。

[紙へリサイクル可]

みどり豊かな  
住まいのみやこ